

「糸島市立小・中学校の適正規模・適正配置について」

～糸島市立小・中学校の適正規模・

適正配置における基本的考え方【案】～

4 糸島市立小中学校の適正規模の基準

(1) 法令等から見た学校の適正規模

学校は一定の規模での教育環境が望まれており、学校の規模に関しては学校教育法施行規則で標準的な学級数を定めており、小学校12～18学級（1学年2～3学級）、中学校12～18学級（1学年4～6学級）と規定されています。（特別支援学級の学級数を除く）

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。

<※同上の規定は、第79条で中学校に準用>

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級までであること。
- ・ 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- ・ 5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級の学校とを統合する場合は、24学級までとすること。

学級数による学校規模の分類

(公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用)

	小学校 (学級数)	中学校 (学級数)
過少規模校	1～5	1～2
小規模校	6～11	3～11
適正規模校	12～18	12～18
大規模校	19～30	19～30
過大規模校	31学級以上	31学級以上

(2) 糸島市における適正な学校規模

本検討委員会における検討では、文部科学省が示す課題の確認などを行い、保護者や児童生徒、また、教育現場で様々な学校規模の経験を持つ教員へのアンケートも行いました。

その中で、現在の学校規模に対する満足度は、保護者では小規模校での満足度が低く(42.3%)、小規模校では「もっと多い方が良い」(小学校 37.6%、中学校 21.9%)が、大規模校では「もっと少ない方が良い」(小学校 15.8%、中学校 19.7%)の回答割合が高くなっています。

教員の回答では、傾向は保護者と同様ですが、教員は様々な規模の学校の勤務経験もあることから、回答割合が顕著に表れています。小学校では小規模校の満足度が低く(35.4%)、中学校では小規模校、大規模校いずれの満足度も低く(小学校 37.2%、中学校 28.3%)なっています。また、小規模校において「もっと多い方が良い」(小学校 63.0%、中学校 62.8%)、大規模校では「もっと少ない方が良い」(小学校 25.0%、中学校 47.8%)の回答割合が高くなっています。【図表7、図表9】

理想と思われる1学年の学級数については、保護者では国基準と同様に1校当たり12～18学級の回答割合が小、中学校いずれも高く(小学校 76.7%、中学校 74.1%)なっています。

教員の回答では、全体平均で小学校では1学年3学級(60.9%)、中学校では1学年4学級(36.5%)の回答割合が高く、保護者同様に国の基準の回答割合が7割を超えていますが、中学校の小規模校では1学年3学級の回答も高くなっています(34.7%)。【図表10、図表11】

また、教員配置の面で見えた場合、中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るためには、同じ教科の教員を複数配置することが望まれること。特に授業時数の多い5教科(国語、社会、数学、

理科、外国語(英語))に複数の教科担任を配置するためには9学級以上が必要となります。

以上のとおり、これらのアンケート結果などを踏まえるとともに、良好な教育環境が確保できるという観点を重視し、糸島市として望ましい学校規模を下記のとおり決めました。

学 校	望ましい学校規模
小学校	12学級～18学級
中学校	9学級～18学級

※ 上記基準に基づいた糸島市の現状分類

《小学校》

学校規模	学校数	数(校)	該当校
<u>望ましい</u> 学校規模に属さない(小規模)	11学級以下	8	姫島小、長糸小、一貴山小、桜野小、福吉小、雷山小、深江小、引津小
<u>望ましい</u> 学校規模	12~18学級	4	加布里小、怡土小、前原南小、可也小
<u>望ましい</u> 学校規模に属さない(大規模)	19学級以上	4	東風小、南風小、前原小、波多江小

《中学校》

学校規模	学校数	数(校)	該当校
<u>望ましい</u> 学校規模に属さない(小規模)	8学級以下	2	福吉中、二丈中
<u>望ましい</u> 学校規模	9~18学級	2	志摩中、前原中
<u>望ましい</u> 学校規模に属さない(大規模)	19学級以上	2	前原東中、前原西中

5 適正化に向けた方策検討で配慮すべき事項

適正な学校規模の実現に向けては、安全で良好な教育環境の確保を優先し進めていくことが重要ですが、一方で学校が地域で果たす役割などにも配慮していく必要があります。

また、適正な規模に満たない学校については将来的な見込も考慮した方策を検討する必要があります。

今後、こうした事項を踏まえ、適正な学校規模確保に向けた方策を検討してまいります。

○ 通学における安全性

適正化による通学環境の変化については、安全性に十分配慮する必要があります。また、通学距離についても、児童生徒への負担を考慮し、手法も含めた検討が必要となります。

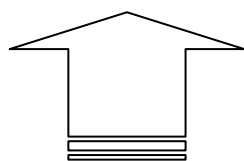
○ 学校が地域で果たす役割

学校は、地域の拠点施設としてシンボリック的役割を果たしており、地域コミュニティや防災施設など様々な役割を果たしています。こうした視点も踏まえた検討が必要となります。

○ 地域（学校）により異なる課題による検討

学校規模による課題は、適正規模に満たない学校でも学級数が大きく異なることによる課題の大きさや、その状態が期間的に短期、長期など時間的な差異もあります。こうした視点も踏まえた検討が必要です。

前回（第5回検討委員会）



「糸島市立小・中学校の適正規模・適正配置について」
～糸島市立小・中学校の適正規模・適正配置のための
具体的方策【案】～

糸島市として「望ましい学校規模」の実現に向け、具体的な取組や留意すべき事項について取りまとめました。

6 学校規模を適正化（望ましい規模へ）すべき範囲

（１）適正化すべき範囲を定める趣旨

学校規模の適正化は、学校の統合・分離や通学区域の調整などを行うため、学習環境・通学環境などに大きな影響を伴うため、児童・生徒またその保護者の負担を十分に考慮しながら進めていく必要があります。

そのため、学校の規模を適正化する以外の方法では、将来的にも教育課題を解決できない緊急性の高い範囲を「適正化(望ましい学校規模へ)すべき範囲」として明確にする必要があります。

（２）適正化すべき学校の範囲

【小規模校】

- ① クラス替えが可能であるかどうか。
- ② また中学校では、適正な教員配置が図れるかどうか。
を指標とし、これらに満たない学校は「適正化すべき範囲」とする。

小中別	学級数	該 当 校	全体数
小学校	11学級以下	<u>8校</u>	16
中学校	8学級以下	<u>2校</u>	6

※該当校数は平成29年5月学校基本調査での校数

※分校は除く。

【大規模校】

- ① 東風小、南風小については、近い将来に標準規模校となることが見込まれること。
- ② 前原小、波多江小、前原東中、前原西中の4校については、
 - ・市民アンケート結果からも小規模校のような顕著な課題が見られないこと。
 - ・将来的に大幅な学級数の増加は見込まれないこと。以上のことから、現時点では大規模校については適正化すべき対象とはしない。

(3) 適正化すべき範囲に含まれない学校

「望ましい学校規模」に含まないが「適正化すべき範囲」に位置付けない大規模校に対しては、教育効果の面などで支障が生じていないかを検証し、教育効果の低下を招かないよう適切な対応を行う必要があります。

学級数に応じた特別教室・多目的教室及び普通教室を確実に整備するとともに、施設利用にあたって学校が教育効果を発揮できるように必要な環境整備に努める必要があります。

7 適正化の具体的手法

学校規模の適正化を実施する際には、隣接する学校の規模が様々であることや、将来にわたって適正規模を確保する必要があることを考慮し、地域の実情に応じて以下の手法をベースに適正化を図る必要があります。

○ 学校の統合

対象校が小規模校又は適正規模校と隣接する場合で、統合後の学校が適正規模を確保できる場合は、学校の統合により適正化を図る。

○ 通学区域の変更

対象校が大規模校と隣接するなど、一体的に適正化を図る必要がある場合で対象校と隣接校との間で通学区域を変更しても隣接校が適正規模を維持できる場合は、通学区域の変更により適正化を図る。

○ その他の手法により教育効果の向上を図る

学校間の距離が極端に遠い、或いは離島など地理的要因により統合や通学区域の変更が困難な場合には、合同の授業や行事を行う機会を増やすことにより教育効果の向上を図る。また、小中連携教育を推進し、児童生徒や教員の校種を超えた交流を促進するなど教育内容の充実を図る。

8 取り組む優先順位

適正化への取組は、糸島市の現状や学校規模における課題の内容等により、優先順位を考慮し取り組む必要があります。

(1) 優先順位

- ① 「適正化すべき範囲」のとおり、本市では小規模校での課題が顕著であるため、「**小規模校**」の解消を優先する。

【理由】

- ・今後の人口の予想推移を見たとき、ますます小規模化が進むことが予想されること。
- ・先に行ったアンケート結果からも子どもたちの教育環境を考えたときの課題が、小規模校の方がより深刻であること。

- ② ①に該当する学校で、特に小学校6年間、中学校3年間を通して「**クラス替えが出来ない期間**」が長期にわたる学校から適正化の取組みを優先する。

【理由】

子どもの多様な活動、社会性の涵養などの観点から課題が明らかであり、まずは小学校、中学校を通した期間の中で課題解消の取組みを優先する。また、中学校の組織集団については、複数の小学校区を単位として構成されることが望ましい。

(2) 期間による取組の区分

学校規模の適正化は、早急に取り組むべき課題であるが、地域や学校により状況も異なり、優先順位も高く「早急な対応が必要な学校」と、課題の内容によって「中長期で取り組む学校」を区分する必要があります。

第1段階

- 学校規模の適正化を進めるにあたって、優先順位が高く、早期の課題解消が必要と認められる学校。(※1)

小規模校のうち最大の課題であるクラス替えができない期間が、小中学校をとおして長期にわたる学校から早急に取り組む必要がある。

※1 分校についても、地理的条件を考慮した上で本校への通学を検討する。

第2段階

- 全ての学年が単学級となっており、単学年15人未満の児童数となる学年が存在する学校

第3段階

- 学校規模が11学級以下で、一部の学年では既に単学年となっており、教育環境としての課題が生じている学校【上記第1、第2段階に含まれない学校】

小学校は施設数の半数を小規模校が占めており、離島である姫島小学校を除き、単学級であっても、学級編成上の40人(35)に僅か数名及ばない単学年もあり、1学級あたりの人数も考慮する必要がある。

9 適正化を進めるうえで配慮すべき事項

(1) 児童・生徒に対し

適正化を実施するにあたっては、児童・生徒の精神的な負担を最小限度に抑え、教育活動に影響することがないように配慮し、十分な準備期間を設けることが必要です。

また、交流授業など新たな人間関係をスムーズに構築できるような事前の取組を実施することが望まれます。

(2) 保護者・地域に対し

適正化の必要性や教育効果について、十分な説明を行うとともに通学

手法や安全性についても配慮し、説明責任を果たすことで合意形成に努めることが必要です。

(3) 通学路の安全確保

登下校における通学の安全は、学校・保護者・地域相互理解のもと、保たれています。

適正化により通学距離が長くなるなど、交通事故など児童・生徒の安全性への影響が懸念されます。地域住民や関係機関とも連携し、通学路の安全確保を図る必要があります。

(4) 遠距離通学への対応

糸島市では、居住地(行政区)により就学校を指定していますが、学校が必ずしも通学区域の中心に位置していないため、現在も遠距離通学となっている地域が存在しています。さらに、適正化によって新たに遠距離通学となる地域が生じる可能性もあるため、児童・生徒や保護者に過度な負担とならないよう遠距離通学の課題を踏まえた対応策が必要です。

(5) 地域コミュニティ・防災などで果たす学校の役割

学校は防災やコミュニティ活動の拠点施設など、教育施設以外の役割を果たしています。とりわけ小学校はその役割が大きく、適正化に当たっては児童生徒や保護者、地域住民にも影響を及ぼすため、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の合意形成に努め、従前の機能低下を招かないよう留意する必要があります。

「糸島市立小・中学校の適正規模・適正配置について」

～通学区域の見直しについて～

学校規模の適正化に関連し、学校規模以外の課題として現在の本市の通学区域では、下記の課題が指摘されています。

(1) 中学校区と小学校区との連携

○1 小学校区から複数の中学校へ通学する学校 資料参照

小中学校の学校区は原則的には接続しており、相互関係が強いことから、中学校単位の中で小学校区が設定されることが望ましい。

【現状及び課題】

南風小学校区は、平成12年4月、前原小学校と雷山小学校から分離新設した学校で、10行政区を通学区域としています。中学校区は、前原中学校区が7行政区、前原西中学校区が3行政区に分かれています。このうち平成28年4月時における15歳以下の年齢別人口では、前原中学校区、前原西中学校区の割合は、約58対42となっています。

また、東風小学校区は、平成18年4月、前原小学校（全16行政区中4行政区）と波多江小学校（全9行政区中3行政区）が分離し、新設された学校です。中学校区は分離新設前の通学区域であることから、前原西中学校区、前原東中学校区に分かれています。

前原西中学校区、前原東中学校区の平成28年4月時における15歳以下の年齢別人口割合は、約35対65となっています。

◇南風小学校

行政区	中学校	15歳以下人口(人)	割合(%)
南風台一・二丁目、南風台三丁目、南風台四丁目、南風台五丁目、南風台六・七丁目、南風台八丁目、多久	前原中学校	880	57.7
荻浦、美咲が丘東、美咲が丘西	前原西中学校	645	42.3

◇東風小学校

行政区	中学校	15歳以下人口(人)	割合(%)
志登、潤南、潤北	前原東中学校	914	64.6
浦志東、泊一、泊二、泊三	前原西中学校	501	35.4

【対応策の検討】

小学校と中学校は、中学校ブロックの中で、教育活動や地域活動において密接な関係を持っており、小学校から中学校へ進学する場合、異なる中学校へ分かれて進学することは望ましい状況ではありません。改善策としては、中学校区の見直しが考えられますが、南風小学校及び東風小学校からそれぞれ進学する前原中学校、前原東中学校及び前原西中学校の学級数は18学級から19学級とほぼ同数であり、2校は大規模校となっています。通学区域を見直した場合は、大規模校としての課題も顕在化する恐れもあり、施設面での課題もあります。また、既に開校後一定年数も経過し、現在の通学区域が地域にも根付いており、かえって混乱を招くことにもなりかねず、慎重な検討が必要です。

(2) 遠距離通学解消に向けた通学区域の見直し

【現状及び課題】

本市の通学区域は合併前の通学区域を踏襲しており、一部の学校においては、通学距離の観点で合理的ではない学校が存在します。

【対応策の検討】

糸島市は合併後も従前の通学区域を踏襲したこともあり、上記のような課題が生じています。しかしながら、この課題は旧市町の区域内でも見られる課題であり、全てを合理的に解決することは困難です。

また、一部を見直すに当たっても通学距離の検討だけでなく、通学区域の見直しにより学校規模へ与える影響や施設上の課題も考慮する必要があります。慎重な検討が必要です。

【おわりに】

学校規模適正化検討委員会では、糸島市の現状や、児童生徒、保護者、教員の意見なども踏まえ、糸島市として望ましい教育環境の確保に向けた議論を重ねてきました。

糸島市教育委員会におかれましては、これまでの検討内容を踏まえ、市民や議会の合意形成を得たうえで、出来るだけ速やかに、未来の子どもたちにとって望ましい教育環境をつくっていただくよう要請します。

平成29年度 学校基本調査（平成29年5月1日現在）

資料①

	学級数及び児童生徒数								計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級		
前原小学校	4 110	4 112	3 109	4 129	3 97	3 103	6	27 660	
加布里小学校	2 68	2 46	2 54	2 61	2 57	2 54	3	15 340	
波多江小学校	4 121	4 133	4 140	4 134	3 108	3 101	4	26 737	
長糸小学校	1 18	1 13	1 15	1 16	1 18	1 11	2	8 91	
雷山小学校	2 53	2 40	1 32	1 41	2 45	1 28	2	11 239	
怡土小学校	2 51	2 61	2 40	2 65	2 61	2 56	3	15 334	
王丸分校	0 0	0 0						0 0	
前原南小学校	3 96	4 111	2 84	3 105	3 101	3 86	3	21 583	
南風小学校	3 86	3 88	3 97	4 137	3 103	4 121	4	24 632	
東風小学校	3 84	4 113	3 99	3 99	3 103	3 102	5	24 600	
深江小学校	2 45	2 41	2 43	1 41	2 51	1 40	2	12 261	
福吉小学校	1 32	1 33	2 44	1 35	1 32	1 42	2	9 218	
一貴山小学校	1 15	1 21	1 27	1 21	1 25	1 30	2	8 139	
桜野小学校	1 20	1 20	1 19	1 18	1 26	1 14	2	8 117	
可也小学校	3 81	3 72	3 89	2 74	3 96	3 89	5	22 501	
引津小学校	1 35	2 42	2 53	1 35	1 42	1 40	3	11 247	
姫島小学校	1 2		1 2					2 4	
小学校計	34 917	36 946	33 947	31 1,011	31 965	30 917	48	243 5,703	
前原中学校	6 210	6 226	6 213				5	23 649	
前原東中学校	7 235	6 244	6 237				4	23 716	
前原西中学校	7 255	6 227	6 240				5	24 722	
二丈中学校	2 63	2 60	2 69				2	8 192	
福吉中学校	1 34	1 36	1 28				2	5 98	
志摩中学校	4 143	4 122	4 137				3	15 402	
姫島分校	1 2	1 1	1 2					3 5	
中学校計	28 942	26 916	26 926				21	101 2,784	
合計							69	344 8,487	

※ 怡土小学校王丸分校は休校